

ファミリーハウス「がじゅまるの家」広報活動強化業務 業務委託に係る企画提案仕様書

本仕様書は、公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団（以下、「事業団」という）が運営する、離島や遠方に住む病気や障がいのある子どもとその家族のための滞在施設であるファミリーハウス「がじゅまるの家」の広報活動を強化し、県民（特に離島や遠方）に認知度を向上させることを目的とした業務履行に必要な事項を定めたものである。

1 業務名称

ファミリーハウス「がじゅまるの家」広報活動強化業務

2 業務内容

受託者は、本業務の目的を十分に理解し、以下の内容を実施すること。

(1) 動画2本の制作及び発信

ファミリーハウス「がじゅまるの家」の施設及び取り組みについての映像動画を制作する。制作にあたっては、企画、構成、シナリオ作成、取材・撮影、編集・字幕・ナレーション・BGM挿入、ディスクへの収録、レーベル印刷、著作権及び肖像権の許諾等、映像動画の制作に必要な一連の業務を行うこと。また、制作動画を活用し、効果的な発信を実施すること。

①制作数・長さ・規格

動画1：5分程度のロングバージョン（YouTube用動画）

[動画データ]

- ・アスペクト比は16：9、解像度は1920×1080（フルハイビジョン）以上
- ・ファイル形式はMP4形式

[YouTube用データ]

- ・アスペクト比は16：9、解像度は1280×720
- ・ファイル形式はMP4形式

動画2：30秒～90秒程度のショートバージョン（Instagram・X用動画）

[Instagram・X用データ]

- ・スマートフォンでの視聴を想定した縦型に適した規格
- ・ファイル形式はMP4形式

②企画・構成・演出

プロポーザルでの提案内容を基に、事業団と協議を行い、内容を決定する。
決定した内容を基に、本動画等の構成を作成する。

③撮影

企画・構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影及び撮影に係る次の業務を行うものとする。

ア 資料・素材の収集

イ 肖像権や著作権に係る許諾取得等の必要な手続き

ウ 出演者、協力者、撮影場所への交渉・許可

エ 使用料、演出料、交通費、謝礼その他の撮影に必要な費用の負担・支払い

④編集

撮影した映像の加工、編集、音楽・音楽効果、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。また、YouTube や SNS (Instagram、X) で発信することを予定しているため、配信にも適した映像、音声、テロップとなるよう配慮すること。動画の完成までに、事業団による複数回の内容確認及び修正等の指示を受け、対応すること。

⑤発信

制作した動画を活用し、視聴数の確保・増加につながるような効果的な発信を実施すること。

(2) ストリートビュー（インドアビュー）の制作及び活用

ファミリーハウス「がじゅまるの家」の施設（屋内・屋外）の雰囲気や広さなどを実感してもらい、臨場感のある施設案内になるように制作し、効果的に活用すること。

(3) リーフレットの制作

ファミリーハウス「がじゅまるの家」の認知度向上を目的に、リーフレットの制作を行う。制作にあたっては、企画、デザイン、写真撮影、原稿データの作成、編集、校正、印刷等のリーフレット制作に必要な一連の業務を行うこと。

- ・言語：日本語版、英語版、韓国語版、中国語版（簡体字・繁体字）
- ・サイズ、ページ数：A4 版 6 ページ（巻き三つ折）
- ・色数：両面フルカラー
- ・数量：日本語版 5,000 部、英語版 100 部、韓国語版 50 部、中国語版（簡体字・繁体字）各 50 部

(4) 独自提案（2 案以上）の実施

上記のほか、委託金額の範囲内でファミリーハウス「がじゅまるの家」の認知度向上につながる独自の企画を提案し、事業団と協議の上で実施すること（離島向けは 1 案以上とする）。

例：ノベルティグッズ制作、イベント開催など

3 成果物及び報告書の提出

(1) 動画

①動画（一般公開用）

- ・DVD ディスク 2 枚 ※コピーガード処理を施さないこと。
- ・Blu-ray ディスク 2 枚 ※コピーガード処理を施さないこと。

②YouTube 用データ 一式（MP4 形式）

③SNS用データ一式（MP4形式）

④動画の制作時に使用した写真や動画を保存したDVD 1枚

(2) リーフレット

①リーフレット（日本語版、英語版、韓国語版、中国語版）

②日本語版、英語版、韓国語版、中国語版 Web 公開用電子データ（PDF形式）

③その他、当該業務において使用した画像データ等の素材

(3) ストリートビュー（インドアビュー）

①ストリートビュー（インドアビュー）データ

②撮影時に使用した写真を保存したDVD 1枚

(4) 独自提案の普及啓発物品等

(5) 業務完了報告書 紙4部、電子媒体（PDF形式）

提出先：（公財）沖縄県保健医療福祉事業団（〒901-2112 浦添市沢岬2-23-1 5階）

4 成果物の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果物の不備が発見された場合は、事業団の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

5 業務委託全般に係る留意事項

(1) 秘密保持等

①個人情報を含め、本業務により作成又は得られた全ての情報については、管理を徹底するとともに、本業務の目的以外に使用してはならない。

②本業務により作成又は得られた全ての情報の使用、保存、処分に当たっては、秘密が保持されるよう細心の注意を払わなければならない。

③本業務の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務の目的外に使用してはならない。これは、本業務の委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(2) 著作権等の取扱い

①受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）及び知的財産権（以下「著作権等」という。）を事業団に無償で譲渡するものとする。

②著作者人格権については、事業団又は事業団が指定した第三者に対し、行使しない。事業団または事業団が指定する第三者は、著作権法第20条（同一性保持権）の規定に関わらず、本業務の遂行に必要な範囲において、目的物の改変を行うことができる。

③本業務の成果物に、第三者が権利を有する著作権及び知的財産（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合は、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。

④著作権等に関する紛争が生じたときは、一切を受託者の責任において処理するものとし、その費用は委託料に含めるものとする。

⑤事業団は、本業務で納品された成果物を期限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等

のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができる。

（３）帳簿等の整備

受託者は、本業務の実施のために業務委託料から支出したことについて、帳簿及び証拠書類を、業務の終了した年度の翌年度から起算して５年間整備・保管しておかなければならない。事業団が必要と認めるときは、受託者に対して当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができるものとする。

（４）その他

①本業務の実施にあたっては、事業団と協議又は打ち合わせを綿密に行うとともに、事業団の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打ち合わせは、事業団の求めに応じ実施するものとし、場所については、事業団の指示に従うものとする。

②業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、事業団が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

③受託者は、本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について、あらかじめ事業団の承諾を得たときはこの限りではない。

④受託者は、本業務の遂行に当たり、受託者の責めに帰すべき事由により事業団に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

⑤受託者は、本業務の遂行に当たり、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

⑥本仕様書に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、事業団と受託者で協議の上決定する。

⑦本業務に必要な経費は全て委託料に含めるものとする。

以上